

緊急財政対策の実施について

令和2年度当初予算は、地方法人課税の税制改正により、特別区交付金の基幹財源である市町村民税法人分の税率が引き下げられ、特別区交付金は41億円の大幅な減収となり、50億円を財政調整基金から繰入れて、漸くにして、予算編成を行ったところである。

令和3年度以降、地方法人課税の税制改正の影響が平年度化され、特別区交付金の減収幅は更に拡大し、現時点で70億円を超えることが見込まれ、今後とも財政調整基金からの繰入れによる厳しい財政運営は避けられない状況である。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大は、内外経済に甚大な影響をもたらし、世界経済は戦後最大ともいうべき危機に直面している。6月の日銀短観では、大企業の業況判断はリーマンショック後以来11年ぶりの低水準となり、総務省の5月の家計調査では過去最大の落ち込み幅を記録するなど、各種経済指標は急激な悪化をみせており、新型コロナウイルス感染症拡大による日本経済への影響は必至である。

この状況を受け、令和2年度においては、特別区交付金のさらなる減収が見込まれるとともに、令和3年度以降も、地方法人課税の税制改正による減収に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による日本経済の失速にともなう特別区交付金や特別区民税等の減収が加わり、かつてない財源不足も視野に入れざるを得ない。

加えて、歳出においては、景気の低迷により、生活保護法施行扶助費が増加することが見込まれ、区財政はバブル経済崩壊後やリーマンショック後の世界同時不況後の財政状況を凌ぐ、厳しい財政運営となることが確実となっている。

一方、新型コロナウイルス感染症は収束する兆しがなく、区民の健康や生活を守るため、第2波の到来に備え、今後とも適切な対策を実施していくための財源確保に努めていかなければならない。

このような状況を踏まえ、令和3年度から5年度にかけて厳しい財政運営が見込まれるため、区民生活への影響を最小限にとどめる観点を基本として、下記の基本方針により、緊急財政対策に取り組むこととする。

記

1 緊急財政対策の取組

(1) 財政対策目標額の設定

令和3年度の財源不足額を明らかにするとともに、財源不足額は単年度で対応できる規模を超えることが想定されることから、令和2年度の財源を令和3年度に活用することを含めて、両年度を通じて、一般財源ベースでの目標額を設定し、財源対策を講じることとする。

(2) 令和2年度予算に関する対策

令和2年度においては、歳入の確保及び歳出の抑制を徹底するため、執行状況の調査を行い、以下の方針により、見直しを行う。

- ① 歳入については、予算未計上のものも含め、現時点で見込める徴収範囲及び収入確保の見通しを精査し、収入の確保策に万全を期する。
- ② 契約の適正化、経費の節減を徹底するとともに、原則として、契約差金等不用額を他の事業に転用することを禁止する。
- ③ 新型コロナウイルス感染の緊急事態宣言に伴う事業中止・縮小等による不用額を他の事業に転用することは、原則として禁止する。
- ④ 予算計上した事業であっても、既に執行済みのものを除き、緊急度、優先度を再点検し、真に実施せざるを得ないもの以外は、実施規模を縮小し、または実施を見送る方策を講じる。

(3) 令和3年度予算に関する対策

令和3年度予算フレームの財源不足を踏まえ、令和3年度予算編成の基本的な方針となる「職員定数・組織・予算に関する基本方針」を策定する。その主旨に基づき、歳入確保はもとより、現行の事務事業の執行内容及び実施方法等の総点検による見直しを行い、歳出抑制を徹底するため、以下の対策を講じることを検討し、最小の経費で最大の効果をあげることが追求される。

① 財源の確保

区税その他の徴収努力の強化、区有財産の売却・活用、有料広告の拡大、起債の活用、基金の活用、その他

② 既存事業

事務事業の効率性、効果、必要性に関して再度精査を行い、事業を整理することにより、歳出削減を図る。

③ 実施計画事業

実施計画事業については、「いたばしNo. 1 実現プラン 2021（以下、No. 1 プラン 2021）の改訂方針」に基づき、令和3年度から令和5年度までの3か年は、特に歳出抑制を徹底し、この間に着工する予定の公共施設の整備・更新は原則として先送りすることを前提に、スケジュールの見直しと経費の平準化を検討する。

④ 新規事業

新規事業については、区民生活に必要欠くことのできない事業等を優先し、不急な事業については実施を見合わせる。

⑤ 補助負担金、講座・講習会、イベント等

補助負担金、講座・講習会、イベント等については、その性質に応じて、「休廃止」、「経費削減」及び「休廃止・削減ができないもの」に分類し、統廃合を行う。

⑥ 組織改正

組織については、緊急財政対策に伴う事業の見直しに合わせて、適正なあり方を検討する。

⑦ 職員定数等

事業の休廃止や新規事業等による業務量の増減に対して、全庁的な人員の再配分を行うことにより、職員定数の適正化を図りつつ、働き方改革の推進により、効率的な業務遂行や超過勤務の削減を図る。

⑧ その他

その他、歳出削減のあらゆる可能性を追求する。

(4) 重点事業の選定

厳しい財政状況にあっても、区民の生命・財産を守ることを第一に、緊急の課題に対応しつつ、将来にわたって持続的な発展を可能とするための投資など、No.1プラン2021の改訂を進めていく中で、重点的に取り組んでいく事業を選択していく。

2 財政援助団体への協力要請

区が実施する緊急財政対策について、各所管部が関与する財政援助団体に対し、あらゆる機会を捉えて説明し、理解と協力を求める。

3 令和4年度及び5年度に向けた対応

令和3年度予算編成における財政対策の実施にあたっては、令和4年度及び5年度予算編成にも効果のある対策に関して検討を行う。

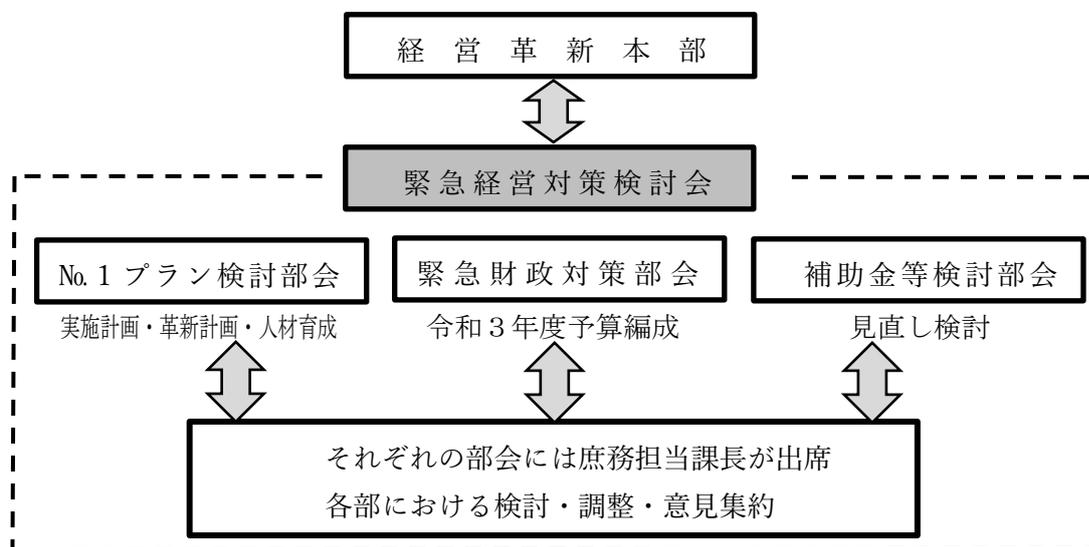
4 財政対策方針の提示

緊急財政対策の取組の実施にあたり、財源状況に応じて、具体的な「財政対策方針」を決定し、予算編成を進めていく。

5 検討体制

緊急財政対策は、様々な区民サービスへの影響を踏まえ、庁内における緊急財政対策の取組への理解を共有する必要があるため、全庁を挙げた対応が不可欠である。

このような状況を踏まえ、緊急財政対策のほか、No.1プラン2021の改訂及び補助金等の見直しにあたって、経営革新本部のもとに「緊急経営対策検討会」を設置し、検討していく。



(1) 経営革新本部（庁議）

緊急経営対策検討会の報告を受け、経営革新本部で検討する。

(2) 緊急経営対策検討会

検討会に3つの部会を設置する。

①No.1プラン検討部会 ②緊急財政対策部会 ③補助金等検討部会

3つの部会を同一日に開催し検討する。

【出席者】 政策経営部長、総務部長、会計管理者、各部庶務担当課長、
経営改革推進課長、財政課長、IT推進課長、人事課長

(3) 検討会の運営

- ・緊急経営対策検討会は経営改革推進課で運営・進行する。
- ・各部会は政策企画課、財政課、経営改革推進課がそれぞれ運営・進行する。

(4) 各部との連携

- ・各部長を中心に部内における検討・調整・意見集約を十分に行い、全庁的に検討する。